

文化財事業及び公園事業の区分

本計画における文化財事業及び公園事業の区分は、以下を基本とするが、必要に応じ、関係機関等と協議の上、調整を図るものとする。

ページ	事業内容	文化財事業	公園事業・その他
P19	クロマツ林の育成環境改善（日常的な維持管理を除く。）	○	
P20	牛臥海岸高潮対策事業に係る展望地整備	○※	○※
P20	牛臥海岸高潮対策事業に係る苑地側の覆土及び芝張り、フェンス設置	○※	○※
P22～ 23	周辺景観との調和に課題がある施設整備		○
P24～ 27	御用邸時代の建造物の耐震化工事、修復等（西附属邸、東附属邸、厩舎、官舎、御文庫、湯沸所、ポンプ舎）	○	
	御用邸時代の建造物の耐震化工事、修復等（エントランスエリアの車庫、便所、油庫）		○
P28～ 29	御用邸時代の構造物の修復（防空壕、御湯殿跡、旧本邸エリア及び西附属邸エリアを繋ぐ石橋、江ノ浦寅石積塀、本邸正門、東附属邸の貯水槽）	○	
P33～ 34	園路、旧沼津御用邸苑地以外の内容を含む案内表示、休憩施設、トイレ		○
P34	旧沼津御用邸苑地に係る案内表示	○	
P35～ 37	西附属邸、東附属邸及び旧本邸の公開・活用	○	
P38	防空壕の公開・活用	○	
P38～ 43	管理・運営の考え方、広域整備の考え方		○
P47	旧本邸の平面表示	○	
P49	歴史民俗資料館の利活用		○
P50～ 51	東附属邸エリア整備（庭園の維持管理と活用、茶室の修復、見学ルートの明確化）		○
P53	管理部門との利用区分の明確化		○
P54～ 55	エントランスエリアの整備		○

※双方に跨る内容であり、関係機関と協議し調整する。